

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（総務局人事部職員支援課）…一

○東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則……（福祉保健局健康安全全部食品監視課）…二

○東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則……（同）…二

○東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（福祉保健局健康安全全部環境保健衛生課）…二

### 訓令

○東京都職員服務規程の一部改正……（総務局人事部人事課）…二

### 告示

○特定計量器定期検査の実施……（生活文化局計量検定所検査課）…三

○建築基準法による一団地の区域……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…四

○都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…四

○都道（首都高速道路）の供用開始……（同）…六

○一般国道の区域変更……（同）…七

○東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……（港湾局港湾経営部経営課）…九

### 規則（人）

○東京都職員の退職管理に関する規則……九

### 規則（公）

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……六

### 告示（公）

○平成十八年東京都公安委員会告示第百十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等）の廃止……六

### 告示（消）

○昭和三十六年東京消防庁告示第十三号（東京消防庁の分室等の名称及び位置）の一部改正……九

### 公告

- 争議行為の予告（三件）……（産業労働局雇用就業部労働環境課）…九
- 東京都立海上公園有料施設の休場日の変更……（港湾局臨海開発部海上公園課）…一〇
- 東京都教育委員会職員表彰規程に基づく表彰……（東京都教育委員会）…一〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……（下水道局）…三

## 規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十八年三月二十五日  
東京都知事 舩添 要一

### ●東京都規則第八十七号

職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。  
第二十二条の三第一項中「又は小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十八号

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則

東京都食品安全条例施行規則（平成十六年東京都規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「次に掲げる」を「特定事業者が都民の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため自主的な回収に着手した食品等であつて、食品表示基準（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）第一条各号に掲げる事項に係るものに限る。）に違反した」に改め、同項第一号から第三号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都食品安全条例施行規則第八条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に着手された自主的な回収に係る報告について適用し、同日前に着手された自主的な回収に係る報告については、なお従前の例による。

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十九号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「貯蔵」の下に「（ふぐ調理師が当該ふぐ調理師以外の方に行わせる場合

を含む。）」を加える。

別表第二中「鳥取県」を「鳥取県 岡山県」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に岡山県の知事が二年以上ふぐの処理に従事した者を対象として行うふぐの処理に関する講習会を修了し、当該知事がふぐの処理を行うことを認定した者については、この規則による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則第四条第一号に規定する者とみなす。

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十号

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 八の項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第四号

庁 中 一 般  
支 業 所  
事 業 所

採用委員会事務局  
労働委員会事務局

東京都職員服務規程（昭和四十七年東京都訓令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第四条第一項中「又は別記様式第二号」を削り、同条第三項中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（職員カードの着用）

第四条の二 職員は、職務の執行に当たつては、職員カードを着用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる場合には、職員カードを着用しないことができる。

一 出張して職務を行うとき。

二 局長（青少年・治安対策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、採用委員会事務局長及び労働委員会事務局長を含む。以下同じ。）が総務局長に協議の上定める職場において、作業時の安全確保及び衛生管理上の観点から、着用することによって職務の遂行に具体的な支障が生じるとき。

三 その他着用することにより職務の遂行に支障が生じるため、一時的に外す必要があると局長が認めたとき。

3 職員カードの着用が適当でない場合は、局長が総務局長に協議の上、職員カードとは別の型式を定め、職員に着用させることができる。

4 前三項に定めるもののほか、職員カードの着用に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

第六条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（障害を理由とする差別の禁止）

第七条の三 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者と

障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁をいう。）の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第十三条中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改める。

別記様式第二号を削り、別記様式第三号を別記様式第二号とし、別記様式第四号を別記様式第三号とし、別記様式第五号を別記様式第四号とする。

附 則

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都職員服務規程別記様式第二号による職員カードで、現に発行済みのものは、この訓令による改正後の東京都職員服務規程（以下「改正後の規程」という。）別記様式第一号による職員カードの交付を受けるまでの間は、なお使用することができる。

3 この訓令の施行の日から平成二十八年六月三十日までの間、改正後の規程第四条の二第一項に規定する職員カードの着用は、この訓令の施行の際現に総務局長が別に定めるところにより発行されたネームプレートとの着用をもって代えることができる。

告 示

●東京都告示第五百二十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 府中市及び昭島市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 平成二十八年四月二十五日から同年五月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第五百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
千代田区霞が関一丁目九番及び十番 平成二十八年二月二十四日
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第五百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

- 一 路線名 立川所沢
- 二 変更の区間 小平市小川町一丁目五百五十七番五地先から同所三千五十三番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

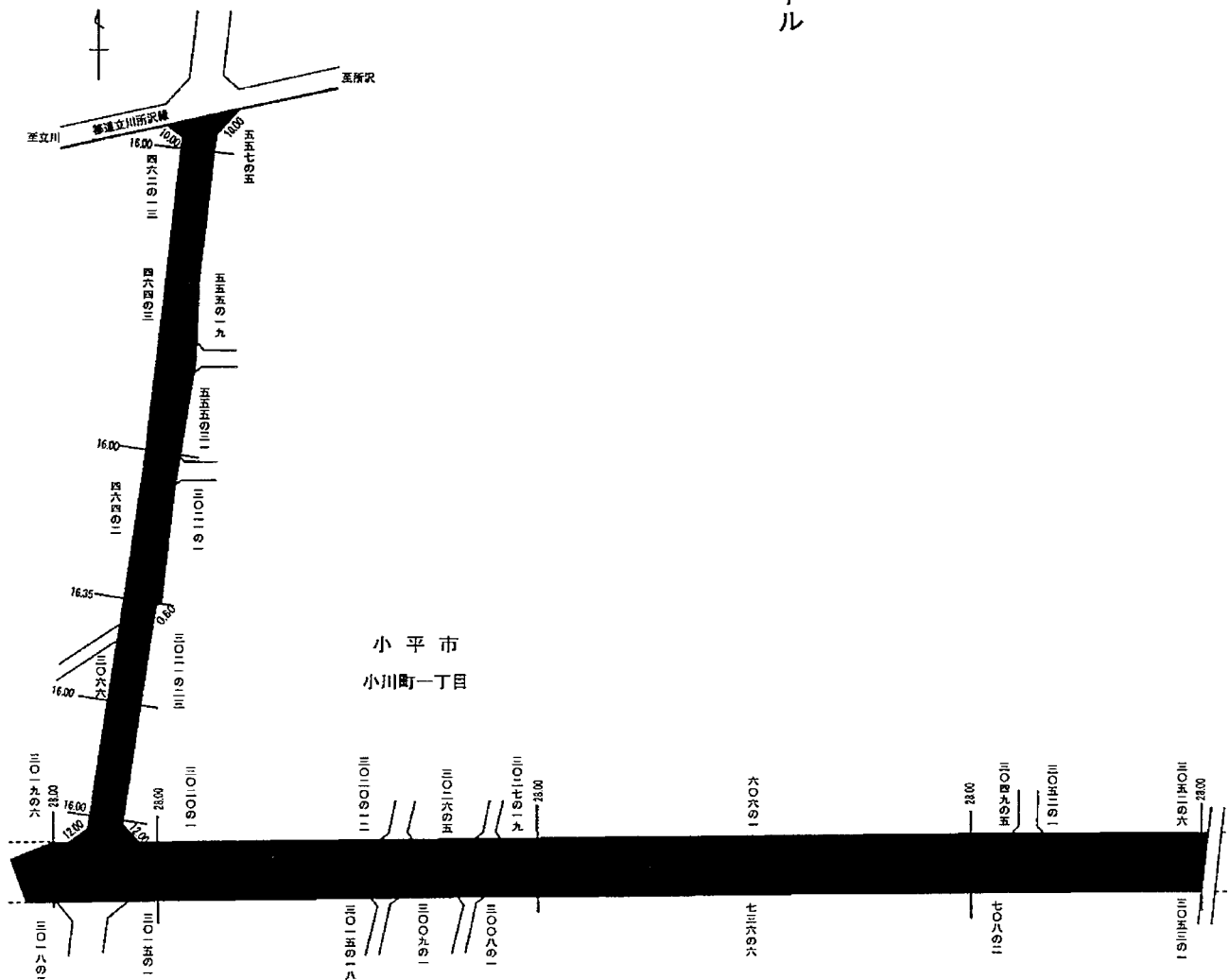
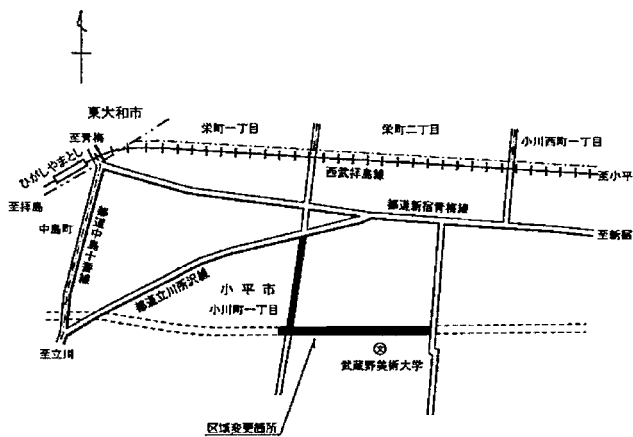
東京都知事 外 添 要 一

別図

都道立川所沢線区域変更略図

小平市小川町一丁目地内

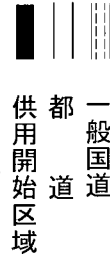
都道  
 市道  
 編入区域  
 延長 九三七・一六メートル  
 面積 二一、七五三・一三平方メートル  
 計画線



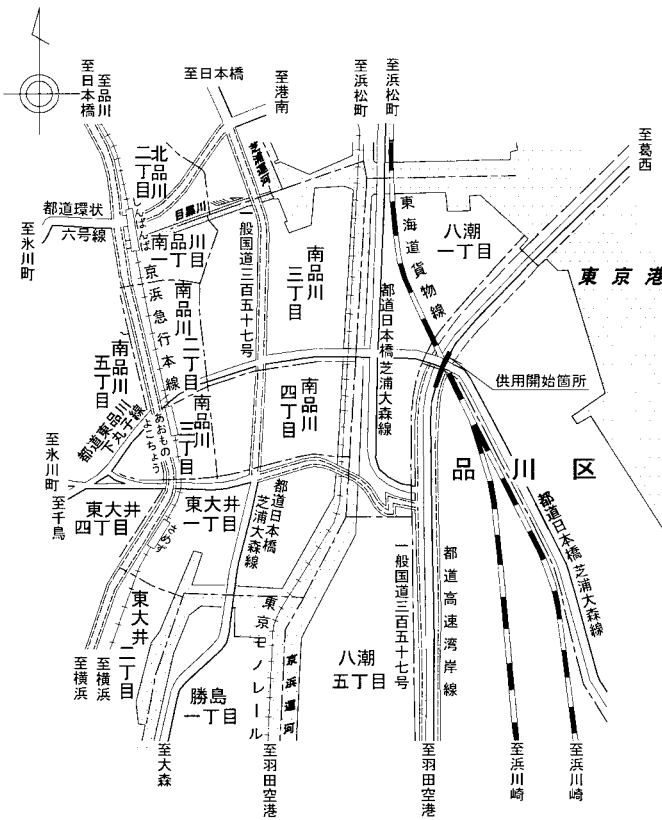
●東京都告示第五百二十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項  
 の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始す  
 る。

別図

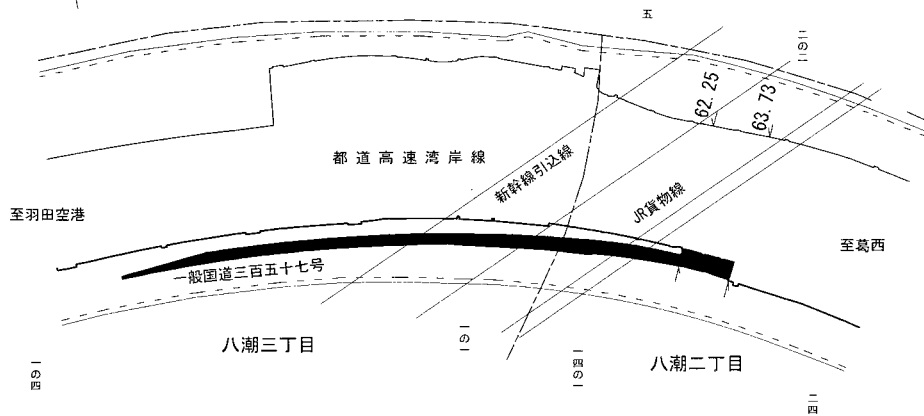
都道高速湾岸線供用開始略図  
品川区八潮三丁目～八潮二丁目



延長 二六八・七四メートル  
 面積 一四六九・一八平方メートル



品川区  
八潮一丁目

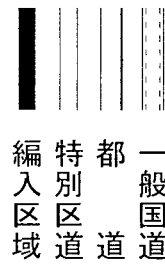


その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から起算し  
 て二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社  
 社東京東局において一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年三月二十五日  
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 高速湾岸
- 二 供用開始の区間 品川区八潮三丁目一番四地先から八潮二丁目二十四番地先まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 平成二十八年三月二十六日午前六時

別図

一般国道十四号区域変更略図  
江戸川区南小岩四丁目～南小岩八丁目地内

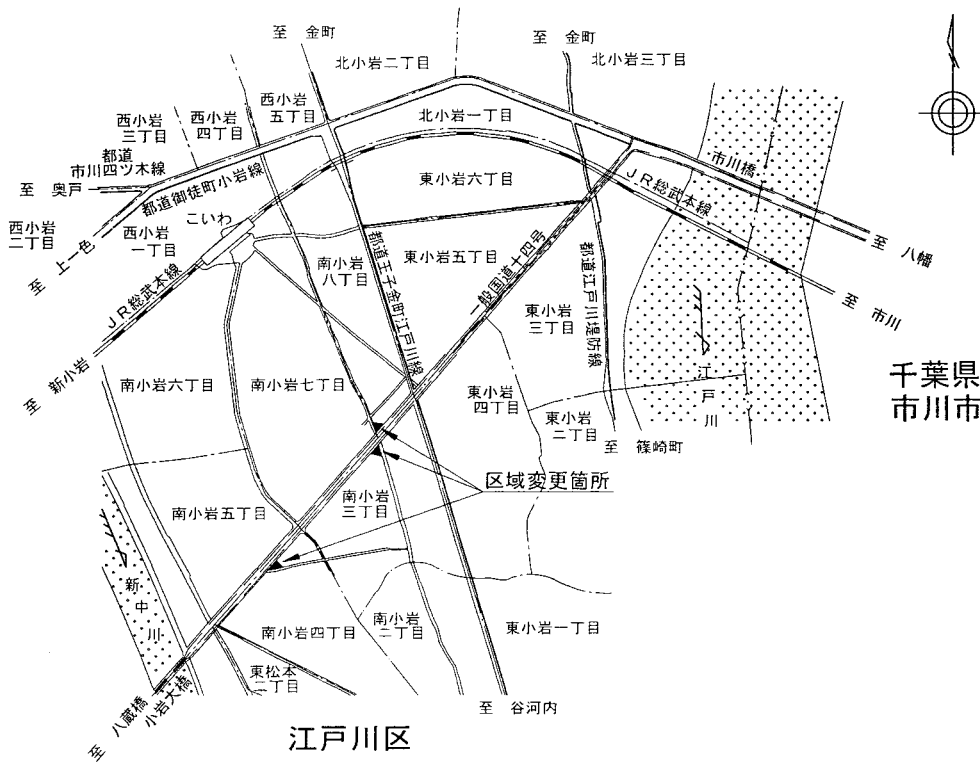


延長 一〇・七九メートル  
面積 一三・一二平方メートル

●東京都告示第五百二十七号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から起算し

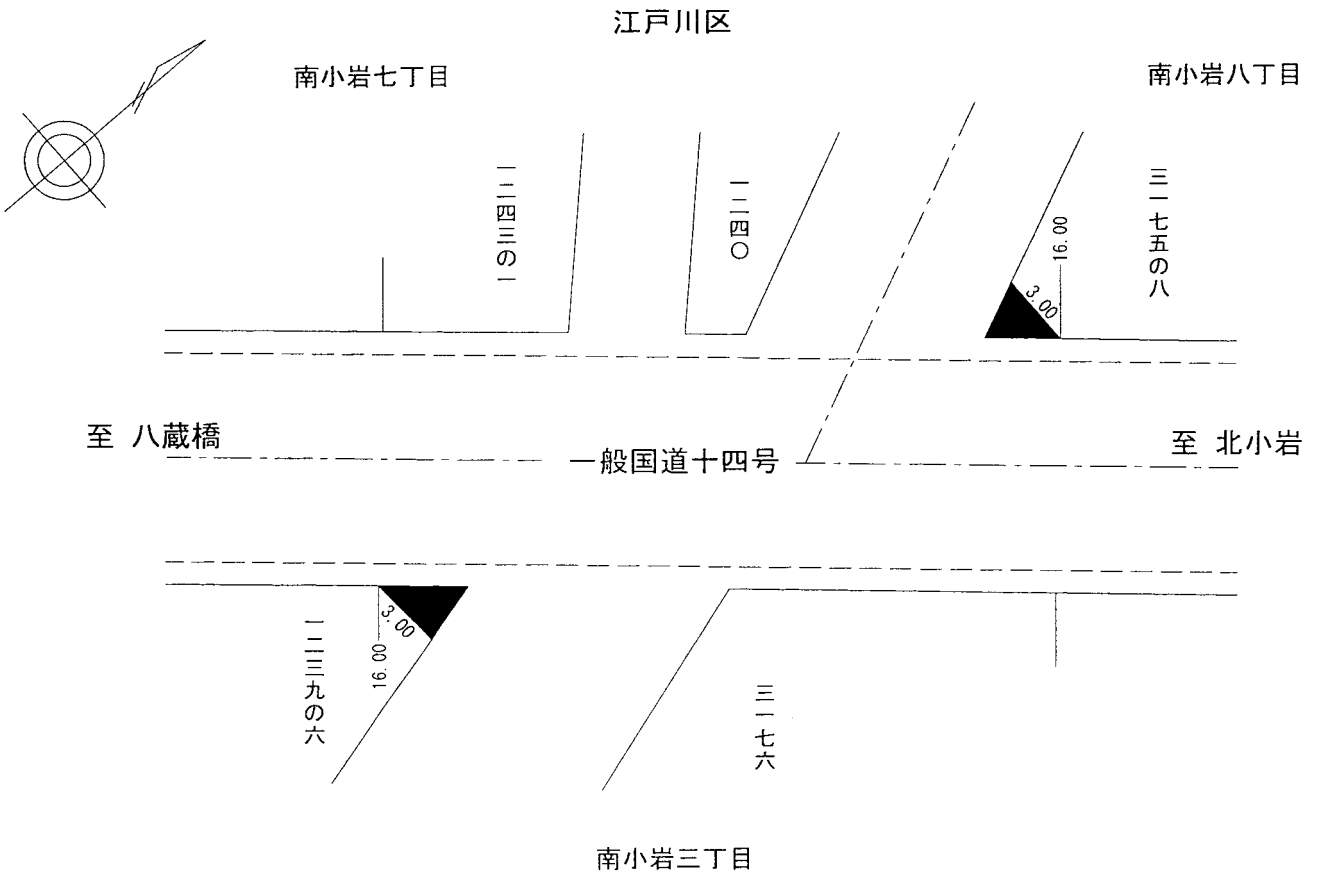
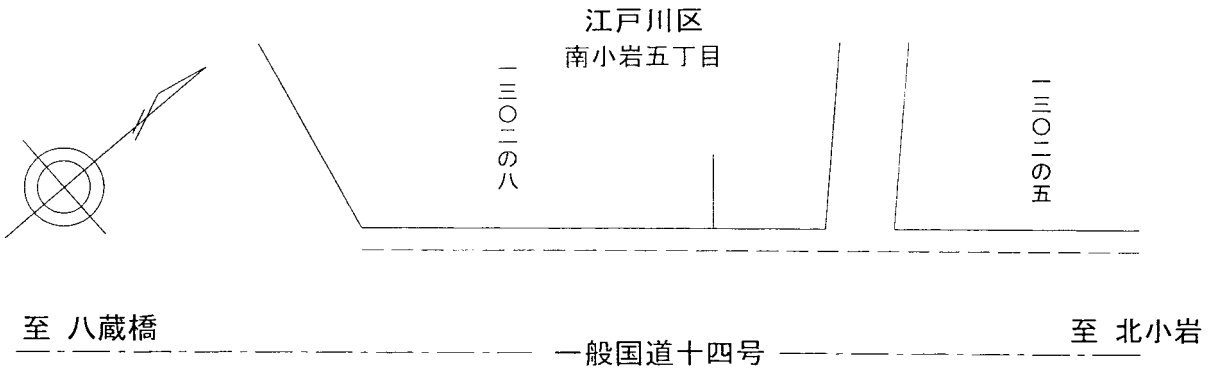
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十五日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名 十四号

二 変更の区間 江戸川区南小岩四丁目千百八十番二地内から同区南小岩八丁目三千百七十五番八地内まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり



千葉県市川市

江戸川区





●東京都告示第五百二十八号

東京都港湾環境整備負担金条例（昭和五十五年東京都条例第五十八号）第二条第二項の規定により、平成二十八年度に実施する港湾工事のうち、負担対象工事として指定しようとする工事の種類を、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事
- 二 前号に掲げる施設の維持の工事
- 三 漂流物の除去その他の清掃のための工事

規 則（人）

東京都職員の退職管理に関する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十一号

東京都職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二から第三十八条の五まで及び第六十条第四号から第七号まで並びに東京都職員の退職管理に関する条例（平成二十七年東京都条例第二百二十七号。以下「条例」という。）第二条から第五条まで、第七条、第八条及び第十条の規定に基づき、職員（条例第一条に規定する職員をいう。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第二条 法第三十八条の二第一項に規定する離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた職

が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員（同項に規定する役員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

2 法第六十条第四号に規定する離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものも、前項と同様とする。

（子法人）

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第四条 法第三十八条の二第二項の規定による人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人のほか、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する中期目標管理法及び同条第三項に規定する国立研究開発法人のうち、職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項の規定により、当該法人の職員としての勤続期間が、職員としての在職期間に通算される法人（条例第一条に規定する特定地方警務官であった者にあつては、国家公務員法第六十条の二

第三項に規定する退職手当通算法人)とする。  
(退職手当通算法人)

第五条 法第三十八条の二第三項に規定する特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者(条例第一条に規定する特定地方警務官であつた者)は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者)とする。  
(内部組織の長に準ずる職)

第六条 法第三十八条の二第四項及び法第六十条第五号並びに条例第三条の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。)別表第六指定職給料表の適用を受ける職員(東京都組織条例(昭和三十三年東京都条例第六十六号)第一条に規定する局長を除く。)が就いている職
- 二 警視庁の設置に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十二号)第三条に規定する部の部長

三 東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年東京都条例第十九号。以下「公営企業職員給与条例」という。)第十九条の規定により各給料表の適用を受ける職員のうち第一号に規定する給料表に相当する給料表の適用を受ける職員

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条各号で定める職(以下「内部組織の

長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

2 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条各号で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものも、前項と同様とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第八条 法第三十八条の二第五項に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

2 法第六十条第六号に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものも、前項と同様とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第九条 法第三十八条の二第六項第一号に規定する地方公共団体若しくは国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第四条に定める退職手当通算法人並びに別表第一及び別表第二に掲げる法人(これらの法人の子法人を含む。)が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の規定による人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の規定による人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他任命権者が役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものであると認める場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の規定による任命権者の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書(別記第一号様式)を任命権者に提出しなければならない。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第十三条 職員は、法第三十八条の二第七項に規定する禁止される要求又は依頼を受けたときは、当該要求又は依頼を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(別記第二号様式)を人事委員会に提出しなければならない。

(部長又は課長に相当する職)

第十四条 条例第二条及び法第六十条第七号の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下「部課長等の職」という。)として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

- 一 職員給与条例第九条の二の規定に基づき給料の特別調整額の支給を受ける職員
- 二 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。)第十一条の二の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員

三 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号)第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員

四 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十二号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員

五 公営企業職員給与条例第三条の二の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員

及び同条例第十九条の規定に基づき各給料表の適用を受ける職員のうち第三号又は第四号に規定する給料表に相当する給料表の適用を受ける職員

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第十五条 条例第二条に規定する部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員又は地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の役員(以下この項において「役員」という。)に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役員とする。

2 法第六十条第七号に規定する部課長等の職に就いていた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものも、前項と同様とする。

(利害関係企業等)

第十六条 条例第三条第一項に規定する営利企業等のうち職員の職務に利害関係を有するものとして人事委員会規則で定めるものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるもの(任命権者が職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまるもの又は職員の裁量の余地が少ない職務に関するものと認めるものを除く。)とする。

- 一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしたこととして、以下同じ。)
- 二 補助金等(地方自治法第二百三十二条の二の規定により都が支出する補助金をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている

営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである  
営利企業等

三 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）

四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等

五 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下同じ。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等

六 都の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（職員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

七 司法警察職員が職務として行う場合における犯罪の捜査に関する事務 当該犯罪の捜査を受けている被疑者である営利企業等

（利害関係にあった企業等）

第十七条 条例第四条第一項に規定する営利企業等のうち職員であった者の離職時の職務に利害関係を有していたものとして人事委員会規則で定めるものは、職員であった者が離職時に職務として携わっていた前条各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるもの（任命権者が職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまるもの又は職員の裁量の余地が少ない職務に関するものと認めるものを除く。）とする。

2 条例第五条第二項に規定する営利企業等のうち局長等の職及び部課長等の職に就いていたときの職務に利害関係を有していたものとして人事委員会規則で定めるものは、

局長等の職員であった者が局長等の職又は部課長等の職に就いていたときに職務として携わっていた前条各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（任命権者への再就職の届出）

第十八条 条例第七条第一項及び第二項に規定する人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の所属

四 離職時の職

五 離職日

六 現住所

七 再就職先の名称

八 再就職先の所在地

九 再就職先における役職

十 再就職先の業務内容

十一 再就職日

十二 再就職先における勤務形態

2 条例第七条各項の規定による届出をしようとする職員又は職員であった者は、再就職状況届出書（別記第三号様式）により、任命権者（職員であった者にあつては、離職した職又はこれに相当する職の任命権者）に届け出なければならない。

（実質的に行政上の権限を行使しない職員）

第十九条 条例第七条第一項に規定する実質的に行政上の権限を行使しない職員として人事委員会規則に定めるものは、次に掲げる職員とする。

一 職員給与条例別表第一口行政職給料表(二)の適用を受ける職員

二 職員給与条例別表第五イ医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が一級である職員、同表第五ロ医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以下である職員及び同表第五ハ医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以下である職員（東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四

号) 第八条に定める福祉保健局の各部、保健所の設置等に関する条例(昭和二十三年東京都条例第二百二十八号) 第一条に規定する保健所及び東京都健康安全研究センター処務規程(平成十五年東京都訓令第二十一号) 第二条に規定する広域監視部に勤務する職員を除く。)

三 学校職員給与条例別表第二教育職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が四級以下である職員(東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号) 第一条に規定する都立学校(以下「都立学校」という。))に勤務する職員に限る。)

四 学校職員給与条例第七条第四号に規定する技術職員給料表の適用を受ける職員であつて、第二号に規定する職務の級に相当する職務の級に格付けられる職員

五 公営企業職員給与条例第十九条の規定により、各給料表の適用を受ける職員であつて、第一号又は第二号に規定する職務の級に相当する職務の級に格付けられる職員又はこれらに準ずる職員

2 条例第七条第三項に規定する実質的に行政上の権限を行使しなかつた職員として人事委員会規則に定めるものは、離職時に前項各号に掲げる職員であつた者とする。(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十条 条例第七条第一項及び第二項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となつた場合

二 都を離職後、再度、都に採用された場合(法第三条第三項に規定する都の特別職になつた場合を含む。)

三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書きに規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合

(管理又は監督の地位にある職員)

第二十一条 条例第七条第二項に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

一 東京都組織条例第一条に規定する局の局長

二 第六条各号に掲げる職員

三 第十四条各号に掲げる職員

(再就職状況の公表)

第二十二条 条例第八条第一項に規定する管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であつた者のうち、次に掲げる職員については公表しないものとする。

一 離職日において、職員給与条例別表第五医療職給料表に掲げる各給料表の適用を受けていた職員(離職日において、東京都組織規程第八条に定める福祉保健局の各部、保健所の設置等に関する条例第一条に規定する保健所及び東京都健康安全研究センター処務規程第二条に規定する広域監視部に勤務していた職員を除く。)

二 離職日において、職員給与条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた職員のうち、東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号) 第一条第一項に規定する東京都立病院の副院長の職に就いていた職員

三 離職日において、学校職員給与条例別表第二教育職給料表の適用を受けていた職員のうち都立学校の副校長又は教頭の職に就いていた職員

四 離職日において、公営企業職員給与条例第十九条の規定により、各給料表の適用を受けていた職員であつて、第一号に規定する職務の級に相当する職務の級に格付けられる職員又はこれらに準ずる職員

2 条例第八条第二項及び第四項に規定する人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 離職時の職

三 離職日

四 再就職先の名称

- 五 再就職先における役職
- 六 再就職日

(委任)

第二十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一(第九条関係)

- 一般財団法人救急振興財団
- 一般財団法人公園財団
- 一般財団法人港湾空港総合技術センター
- 一般財団法人国際臨海開発研究センター
- 一般財団法人国土技術研究センター
- 一般財団法人砂防・地すべり技術センター
- 一般財団法人自警会
- 一般財団法人自治体衛星通信機構
- 一般財団法人自治体国際化協会
- 一般財団法人消防試験研究センター
- 一般財団法人全国危険物安全協会
- 一般財団法人地域活性化センター
- 一般財団法人地域総合整備財団
- 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会
- 一般財団法人地方債協会
- 一般財団法人東京港湾福利厚生協会
- 一般財団法人東京都営交通協力会
- 一般財団法人東京都人材支援事業団
- 一般財団法人東京マラソン財団
- 一般財団法人道路管理センター
- 一般財団法人日本建設情報総合センター

- 一般財団法人日本消防設備安全センター
- 一般財団法人みなと総合研究財団
- 一般社団法人地方税電子化協議会
- 一般社団法人東京都港湾振興協会
- 一般社団法人東京都トラック協会
- 一般社団法人日本公園緑地協会
- 危険物保安技術協会
- 公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所
- 公益財団法人城北労働・福祉センター
- 公益財団法人全国市町村研修財団
- 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- 公益財団法人東京観光財団
- 公益財団法人東京しごと財団
- 公益財団法人東京税務協会
- 公益財団法人東京都医学総合研究所
- 公益財団法人東京動物園協会
- 公益財団法人東京都環境公社
- 公益財団法人東京都公園協会
- 公益財団法人東京都交響楽団
- 公益財団法人東京都私学財団
- 公益財団法人東京都人権啓発センター
- 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
- 公益財団法人東京都体育協会
- 公益財団法人東京都中小企業振興公社
- 公益財団法人東京都島しょ振興公社
- 公益財団法人東京都道路整備保全公社
- 公益財団法人東京都都市づくり公社
- 公益財団法人東京都農林水産振興財団

公益財団法人東京都福祉保健財団  
 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター  
 公益財団法人東京都保健医療公社  
 公益財団法人東京都歴史文化財団  
 公益財団法人東京防災救急協会  
 公益財団法人東京連合防火協会  
 公益財団法人日本下水道新技術機構  
 公益財団法人日本消防協会  
 公益財団法人日本防災協会  
 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター  
 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会  
 公益財団法人リバーフロント研究所  
 公益財団法人東京都医師会  
 公益財団法人東京都教職員互助会  
 公益財団法人東京都障害者スポーツ協会  
 公益財団法人日本下水道協会  
 公益財団法人日本水道協会  
 社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
 社会福祉法人東京都社会福祉事業団  
 全国知事会  
 地方公共団体金融機構  
 東京信用保証協会  
 東京都漁業協同組合連合会  
 東京都国民健康保険団体連合会  
 東京都住宅供給公社  
 東京都職業能力開発協会  
 独立行政法人都市再生機構  
 独立行政法人日本スポーツ振興センター

日本下水道事業団  
 日本司法支援センター  
 日本消防検定協会  
 別表第二(第九条関係)  
 株式会社建設資源広域利用センター  
 株式会社多摩テレビ  
 株式会社多摩ニュータウン開発センター  
 株式会社東京国際フォーラム  
 株式会社東京スタジアム  
 株式会社東京TYフィナンシャルグループ  
 株式会社東京ビッグサイト  
 株式会社東京臨海ホールディングス  
 株式会社日本宝くじシステム  
 株式会社パソモ  
 株式会社PUC  
 株式会社ゆりかもめ  
 首都圏新都市鉄道株式会社  
 首都高速道路株式会社  
 多摩都市モノレール株式会社  
 東京下水道エネルギー株式会社  
 東京交通サービス株式会社  
 東京港埠頭株式会社  
 東京水道サービス株式会社  
 東京都下水道サービス株式会社  
 東京都市開発株式会社  
 東京都地下鉄建設株式会社  
 東京トラフィック開発株式会社  
 東京熱供給株式会社

東京臨海高速鉄道株式会社  
日本自動車ターミナル株式会社

別記  
第1号様式(第12条関係)

(表)

再就職者による依頼等の承認申請書

平成 年 月 日

(任命権者) 殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号及び東京都職員の退職管理に関する規則(平成28年東京都人事委員会規則第11号)第12条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。  
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな	氏名	印	生年月日
			昭和・平成 年 月 日生
勤務先賞利企業等の名称		勤務先賞利企業等における役職	
連絡先	電話番号 ( - - ) FAX ( - - )		
勤務先賞利企業等の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	平成 年 月 日	離職時の職	在職期間	職務内容
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	

※ 申請者が東京都職員の退職管理に関する規則第21条に規定する職に就いていた場合において、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

(日本工業規格A列4番)



(裏)

第2号様式 (第13条関係)

3 要求又は依頼する事項と勤務先営利企業等との契約等の関係  
 在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先営利企業等又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する  該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先営利企業等又はその子法人に対する処分 (行政手続法 (平成5年法律第88号) 第2条第2号) に関する要求又は依頼

該当する  該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名 (ふりがな) ( )

所属

職 (階級)

職務内容

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの

その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの  
 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

平成 年 月 日

東京都人事委員会委員長 殿

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第38条の2第7項及び東京都職員の退職管理に関する規則 (平成28年東京都人事委員会規則第11号) 第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

ふりがな	氏名	印	生年月日
			昭和・平成 年 月 日生
所属			
職 (階級)			

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

ふりがな	氏名	要求又は依頼が行われた日時
		平成 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の役職	
離職時の所属	離職時の職 (階級)	

3 要求又は依頼の具体的な内容

第3号様式 (第18条関係)

再就職状況届出書

平成 年 月 日

(任命権者) 殿

東京都職員の退職管理に関する条例 (平成27年東京都条例第127号) 第7条及び東京都職員の退職管理に関する規則 (平成28年東京都人事委員会規則第11号) 第18条に基づき、再就職先の状態について下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

ふりがな 氏名	印	生年月日 昭和・平成 年 月 日生
退職時の所属*		
退職時の職 (階級)*	退職日 (退職予定日) 平成 年 月 日	
現住所 (連絡先)	郵便番号 ( )	電話番号 ( )

※ 退職前の職員は、現在の所属及び職 (階級) を記入すること。

2 再就職先企業等に関する情報

再就職先の名称	郵便番号 ( )	電話番号 ( )
再就職先の所在地		
再就職先における役職		
再就職先の業務内容		
再就職日*	平成 年 月 日	再就職先における勤務形態 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
備考		

※ 退職前の職員は、再就職予定日を記入すること。

地方公務員法第38条の2各項に定める事項 (再就職者による依頼等の規制) を遵守すること  
 確認しました。

(日本工業規格A列4番)

規則 (公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月25日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第3号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則 (昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

別表第2中

一般国道357号	港区台場二丁目から江東区有明13号まで	を
一般国道357号	港区台場二丁目から江東区有明13号まで	に改める。
一般国道357号	港区台場二丁目から品川区八潮三丁目まで	

附 則

この規則は、平成28年3月26日から施行する。

告 白 (公)

●東京都公安委員会告示第116号

平成18年東京都公安委員会告示第114号 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則) に基づく電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等) は、平成28年3月25日限り廃止する。

平成28年3月25日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

告 示 (消)

●東京消防庁告示第6号

東京消防庁の分室等の名称及び位置 (昭和36年6月東京消防庁告示第13号) の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

東京消防庁

消防総監 高 橋 亨

第13項の次に次の2項を加える。

- 14 東京消防庁救急機動部隊新宿拠点  
東京都新宿区西新宿八丁目15番1号
- 15 東京消防庁救急機動部隊東京駅待機所  
東京都千代田区丸の内一丁目7番11号

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

公 告

争議行為の予告について

東海伸和労働組合執行委員長中村徹から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月四日にあったので、労働関係調整法施行令 (昭和二十一年勅令第四百七十八号) 第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 事件  
賃上げ等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月二十六日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社東海輸送 世田谷区上馬四丁目二十九番九号、同所三十八番五号、同区八幡山二丁目八番五号及び同区船橋七丁目二十一番六号

株式会社伸和運輸 世田谷区上馬四丁目二十九番九号、同所三十八番五号、同区八幡山二丁目八番五号及び同区船橋七丁目二十一番六号

四 種類

ストライキを含む一切の争議行為を、一部もしくは全部を単独又は併用して実施する。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

株式会社東海輸送代表取締役菊川政弥から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月七日にあったので、労働関係調整法施行令 (昭和二十一年勅令第四百七十八号) 第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 事件  
東海伸和労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月二十六日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社東海輸送 世田谷区上馬四丁目二十九番九号、同所三十八番五号、同区八幡山二丁目八番五号及び同区船橋七丁目二十一番六号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否等、その他一切の争議行為。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

株式会社伸和運輸代表取締役宮崎保男から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月七日にあったので、労働関係調整法施行令 (昭和二十一年勅令第四百七十八号) 第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 事件  
東海伸和労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月二十六日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社伸和運輸 世田谷区上馬四丁目二十九番九号、同所三十八番五号、同区八幡山二丁目八番五号及び同区船橋七丁目二十一番六号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否等、その他一切の争議行為。(以上原文のまま掲載)

東京都立海上公園有料施設の休場日の変更について

東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)第十七条第一項ただし書の規定に基づき、東京都立海上公園有料施設の休場日を次のとおり変更する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 休場日を変更する有料施設

東京都立若洲海浜公園若洲ゴルフリンクス

二 変更する休場日

変更前 平成二十八年五月六日、同月三十一日及び同年八月三十日  
変更後 休場日としない。

三 理由

都民サービス向上のため

東京都教育委員会職員等の表彰について

東京都教育委員会職員表彰規程(昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号)第一条及び第二条の規定に基づき、平成二十八年二月十二日に表彰された者は、次のとおりである。

平成二十八年三月二十五日

東京都教育委員会

一 個人表彰(教職員)

氏名	職名	主な功績
大森 典子	千代田区立九段小学校 主幹教諭	道徳研究の推進

堂免 好仁 文京区立礪川小学校主幹教諭 指導力向上の推進

大島 賢 台東区立根岸小学校主幹教諭 外国語活動の推進

堀井 重義 台東区立台東育英小学校主幹教諭 体育科教育の充実

辻 紀子 世田谷区立桜小学校主幹教諭 指導力向上の推進

櫻澤 浩人 世田谷区立駒沢小学校主任教諭 特別支援教育の推進

大浦 眞由美 豊島区立池袋小学校主任教諭 校務分掌(学校図書)の推進

菅井 一憲 荒川区立瑞光小学校主任教諭 人権尊重教育の推進

辻 慎二 江戸川区立葛西小学校主幹教諭 社会科教育・ICT教育の推進

上田 隆司 八王子市立横山第二小学校主任教諭 体育科教育の充実

鶴田 麻也美 八王子市立別所小学校主幹教諭 生活指導の推進

牧野 和子 武蔵野市立大野田小学校主幹教諭 家庭科教育の推進

村瀬 夏美 三鷹市立羽沢小学校養護教諭 人命救助(善行)

田所 正幸 町田市立木曽境川小学校主幹教諭 算数科教育の推進

久保 昭夫 国立市立国立第二小学校主任教諭 図画工作科教育の推進

後藤 眞里 狛江市立和泉小学校主幹教諭 特別支援教育の推進

関根 明美 武蔵村山市立第一小学校主任教諭 特別活動・生活指導の推進

芳井 伸彦 武蔵村山市立第三小学校主任教諭 国語科教育の推進

菅野 道子 羽村市立栄小学校主任 養護教諭 保健指導の充実

氏名 職名 主な功績

柳岡 裕幸 中央区立佃中学校主幹教諭 理科教育の推進

能勢 良弘 新宿区立新宿中学校主任教諭 技術科教育の推進

梅田 保幸 文京区立文林中学校主幹教諭 理科教育の推進

盛谷 樹 文京区立茗台中学校主任教諭 理科教育の推進

富山 雅之 台東区立御徒町台東中学校主幹教諭 理科教育の推進

嶋山 繁善 台東区立忍岡中学校主幹教諭 部活動指導(バスケットボール)の充実

前田 有美子 江東区立深川第三中学校主任養護教諭 健康教育の推進

山崎 直華 荒川区立第五中学校主任養護教諭 部活動指導(吹奏楽)の充実

三輪 辰也 練馬区立石神井西中学校主幹教諭 部活動指導(バスケットボール)の充実

平山 公紀 八王子市立第六中学校主幹教諭 保健体育科教育の推進

島 朝樹 小平市立小平第二中学校主任教諭 部活動指導(バドミントン)の充実

戸部 稔 国分寺市立第四中学校主幹教諭 人権教育の推進

渡部 剛道 福生市立福生第二中学校主任教諭 学校運営の推進

二 個人表彰(管理職) 小 学 校	永嶋 茂雄	校主幹教諭	武蔵村山市立第一中学 校主任教諭	部活動指導(陸上)の充実
	小林 裕紀子	武蔵村山市立第二中学校主幹教諭	長期欠席児童生徒の就学支援	
	渡邊 圭太郎	西東京市立田無第二中学校主幹教諭	特別支援教育の推進	
	氏 名	職 名	主な功績	
	田中 義靖	東京都立戸山高等学校指導教諭	理科教育の推進	
	金子 雅彦	東京都立科学技術高等学校主幹教諭	理科教育の推進	
	小島 弘之	東京都立大崎高等学校主幹教諭	防災教育の推進	
	福嶋 正信	東京都立小山台高等学校主幹教諭	部活動指導(野球)の充実	
	森下 忠志	東京都立八王子東高等学校指導教諭	理科(生物科)教育の推進	
	小原 格	東京都立町田高等学校主幹教諭	情報教育の推進	
	木口 良男	東京都立田無工業高等学校主任教諭	機械科教育の推進	
	氏 名	職 名	主な功績	
	小嶋 隆司	東京都立王子特別支援学校主幹教諭	部活動指導(バスケットボール)の充実	
	原 智彦	東京都立青峰学園主幹教諭	特別支援教育の推進	
	山田 茂利	千代田区立麹町小学校長		
和田 利次	中央区立泰明小学校長			
曾根 節子	港区立赤坂小学校長			
山崎 淳	文京区立窪町小学校長			
西田 義貴	文京区立誠之小学校長(統括校長)			
平山 泰司	台東区立石浜小学校副校長			
木村 和夫	台東区立浅草小学校長			
福島 幸子	目黒区立上目黒小学校長			
中川 嘉弘	大田区立田園調布小学校長(統括校長)			
吉村 実	世田谷区立赤堤小学校長			
田中 憲治	中野区立白桜小学校長			
中村 雅子	豊島区立南池袋小学校長			
豊田 美代子	荒川区立第二瑞光小学校長			
鈴木 隆志	練馬区立光が丘第八小学校長			
網田 俊二	足立区立西新井第一小学校長			
高橋 飛秀	江戸川区立第二葛西小学校長			
山口 菜穂子	八王子市立第五小学校長			
相楽 敏栄	三鷹市立羽沢小学校長			
山田 順子	府中市立府中第二小学校長(統括校長)			
平原 保	府中市立府中第四小学校長			
悴田 康之	昭島市立中神小学校長			
根本 哲郎	国立市立国立第三小学校長			
猿田 恵一	福生市立福生第六小学校長			
兵頭 扶美枝	清瀬市立清瀬第三小学校長			
酒井 賢	東久留米市立第七小学校長			
棚橋 乾	多摩市立多摩第一小学校長			
木下 光彦	多摩市立東寺方小学校長			
小黒 仁史	稲城市立若葉台小学校長(統括校長)			
宍戸 鈴子	西東京市立田無小学校長			
氏 名	職 名	学 校		
福井 正仁	港区立青山中学校長			
藤本 渡	江東区立深川第二中学校長			
山本 昭比古	江東区立深川第五中学校長			
西島 勇	品川区立日野中学校長(統括校長)			
羽鳥 紀子	品川区立伊藤中学校長(統括校長)			
新宮領 毅	大田区立雪谷中学校長			
松平 昭二	世田谷区立東深沢中学校長			
内藤 信之	豊島区立西巢鴨中学校長			
鈴木 明雄	北区立飛鳥中学校長			
渡辺 政義	練馬区立中村中学校長			
千野 英雄	葛飾区立新宿中学校長(統括校長)			
秋山 純子	三鷹市立第四中学校長			
喜多野 雅司	昭島市立多摩辺中学校長			
天利 公一	町田市立つくし野中学校長			
秋山 譲児	日野市立平山中学校長			
齋藤 実	武蔵村山市立第二中学校長(統括校長)			
尾崎 光治	武蔵村山市立第四中学校長			
氏 名	職 名	学 校		
長山 晃一	東京都立晴海総合高等学校長			
早川 信一	東京都立小松川高等学校副校長			
倉田 朋保	東京都立国分寺高等学校長(統括校長)			
氏 名	特 別 支 援 学 校			

三谷 照勝 東京都立文京盲学校長(統括校長)  
 田添 敦孝 東京都立光明特別支援学校長(統括校長)

三 団体表彰

学校等の名称	主な功績
荒川区立第六瑞光小学校	音楽活動の充実
八王子市立第五小学校	研究・研修の充実
調布市立上ノ原小学校	人権教育の推進
福生市立福生第五小学校	タブレットPCを活用した家庭学習の充実
奥多摩町立氷川小学校	町伝統文化の教材化
中学校	中学校
学校等の名称	主な功績
杉並区立井荻中学校	読書活動の推進
北区立飛鳥中学校	教員の授業力向上
清瀬市立清瀬第二中学校	組織的・効果的な生徒指導の充実
小学校	小学校
学校等の名称	主な功績
武蔵村山市立第三中学校	小中連携による学力向上
武蔵村山市立第三小学校	
武蔵村山市立雷塚小学校	
特別支援学校	主な功績
東京都立墨東特別支援学校	読書活動の推進
東京都立大塚ろう学校	聴覚障害のある乳幼児及び保護者への相談・支援

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十八年三月二十五日

東京都下水道局長 石原清次

指定した事業者	商号又は名称	代表者	事業所所在地
一	指定番号	五三一九	株式会社 堤
	名称	堤工業	多摩市百草千四百八番地七
		五三二〇	城北水道 高橋賢一郎
		五三二一	株式会社 齊藤 秀人
		二	葛飾区亀有二丁目三十三番二一〇三号
		二	指定年月日
			平成二十八年三月十日

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 七〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

